

## **別紙** 高齢者見守り登録についてのご案内

高齢者見守り登録制度は、ご本人の希望による任意の登録制度です。

お一人で生活されている方等の実態を把握して、見守り、行事のご案内、災害時の連絡等に活用します。ご希望の際は、お住まいの地域を担当する民生委員にご提出ください。

### (1) 登録できる人

市内にお一人で居住している又はお一人で居住している方と同じ状況にある概ね70歳以上の方です。

### (2) 登録した場合のサービス

全員に共通したものではありませんが、次のサービスを実施しています。

- ① 見守りとして、民生委員の訪問があります。
  - ② 鎌倉市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会から行事のご案内をします。ただし、地域や行事の内容によって、ご案内の対象となる地域や年齢が異なります。
  - ③ 緊急通報システムの申込ができます。ただし、近くに親族がお住まいの場合を除きます。
  - ④ 市の消防本部の職員が、防火に関する相談・指導のために訪問する場合があります。
- ※この登録をしている方以外でもご利用できるサービスを含みます。

### (3) 個人情報情報の利用・収集と提供

当面の支援が必要かどうか検討するため、市の各部門が保有する個人情報（住民基本台帳、要介護認定等）を利用します。また、市職員、市の委託を受けた地域包括支援センターの職員又は民生委員が訪問することがあります。

登録情報の一部を、市の消防本部、市民健康課、環境センター、鎌倉市社会福祉協議会、市内各地区社会福祉協議会、地域包括支援センターに提供します。急病や事故など、登録されている方の生命・健康・財産保護のため緊急を要する場合は、市の関連部門、警察、医療機関、ご親族等の関係者に情報提供することがあります。なお、登録されている方の個人情報保護のため、提供する情報は必要最低限の項目に限定するよう努めます。

### (4) 登録に関する手続き

- ① 新規登録  
お住まいの地域を担当する民生委員にお申し出ください。市に台帳が提出された際に、受付印を押印し、ご本人用と民生委員用の台帳の写しを民生委員にお渡しします。  
※台帳の二重線欄は、太枠内を記入後、近所で懇意の方ご自身に記入をご依頼ください。
- ② 登録内容の変更  
市内転居で、担当民生委員が変更になった際は、新旧両方の民生委員にお申し出ください。
- ③ 登録の終了  
施設入所や親族と同居するなど、状況が変わった場合には、民生委員にお申し出ください。ただし、お申し出がない場合でも、住民登録の変更、民生委員その他の訪問調査等により登録の条件を満たさないことが確認された場合は、登録を終了させていただきます。

### (5) その他の登録制度

- ・ 声かけふれあい収集（環境センター：0467-44-5344）  
ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な方を対象に週1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う制度です。  
※ご利用には、一定の条件があります。詳しくは、上記連絡先までお問い合わせください。
- ・ 避難行動要支援者登録制度（総合防災課：0467-23-3000 内線2614）  
災害時における安全確保のため、地域と連携して支援する目的の登録制度です。